

国海産第751号

平成31年3月25日

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・船用工業分野に特有の事情を鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第359号）第2条第1号に規定する「造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること」の確認を受ける手続き及び同告示第2条第2号に規定する「造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になるための手続き（同告示第2条第5号の規定に基づき、登録支援機関が協議会の構成員になるための手続きを含む。）に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

<「造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること」の確認を受ける手続き>

第2 造船・船用工業分野に係る事業を営む者

造船・船用工業分野に係る事業を営む者（以下「造船・船用工業事業者」という。）は以下のいずれかに該当する者とする。

(1) 造船業

- ① 造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項第1号又は第2号の届出を行っている者
- ② 小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の登録を受けている者
- ③ 上記①又は②の者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行う者

(2) 船用工業（(1)に該当する者を除く。）

- ① 造船法第6条第1項第3号又は第4号の届出を行っている者
- ② 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条の2の事業場の認定を受けている者
- ③ 船舶安全法第6条の3の整備規程の認可を受けている者
- ④ 船舶安全法第6条の3の事業場の認定を受けている者
- ⑤ 船舶安全法第6条の4の型式承認を受けている者
- ⑥ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の規定に基づき、上記②から⑤までに相当する制度の適用を受けている者
- ⑦ 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定に基づき、部門記号Fに分類される鉦工業品に係る日本工業規格について登録を受けた者の認証を受けている者
- ⑧ 船舶安全法第2条第1項に掲げる事項に係る物件（構成部品等を含む。）の製造又

は修繕を行う者

- ⑨ 造船機統計調査規則（昭和25年運輸省令第14号）第5条第2号に規定する船舶用機関又は船舶用品（構成部品等を含む。）の製造又は修繕を行う者であって同規則に基づき調査票の提出を行っているもの
- ⑩ 上記以外で、①から⑨までに規定する者に準ずるものとして国土交通省海事局船舶産業課長が認める者

第3 造船・船用工業事業者の確認申請手続き

造船・船用工業事業者であることの確認を受けようとする者（以下「確認申請者」という。）は、様式第1号の確認申請書に必要事項を記載の上、国土交通省海事局船舶産業課長（以下「船舶産業課長」という。）に提出するものとする。

- 2 前項の確認申請書には、登記事項証明書を添付することとする。また、第2（1）③又は（2）⑧若しくは⑩のいずれかに該当する者は、当該項目に該当することを証明する書類を添付するものとする。

【添付書類の例】

- ・第2（1）③に該当する者の場合
 - 造船法の届出を行っている者又は小型船造船業法の登録を受けている者との間の、船体の一部の製造等に係る請負契約書の写し（数次の請負契約により、船体の一部の製造等を行っている場合にあつては、造船法の届出を行っている者又は小型船造船業法の登録を受けている者から確認申請者に至るまでの各請負契約書の写し）
- ・第2（2）⑧又は⑩に該当する者の場合
 - 造船法の届出を行っている者又は小型船造船業法の登録を受けている者との間の、製造する製品（船舶の用に供されるものに限る。）に係る売買契約書の写し（数次の売買契約により、製造する製品（船舶の用に供されるものに限る。）の供給を行っている場合にあつては、造船法の届出を行っている者又は小型船造船業法の登録を受けている者から確認申請者に至るまでの各売買契約書の写し）
 - 確認申請者が現に第2（2）⑧又は⑩に規定する事業を営んでいることがわかる定款又は有価証券報告書

第4 造船・船用工業事業者の確認通知書の交付

船舶産業課長は、第3の規定に基づく確認申請書の提出があり、確認申請者が造船・船用工業事業者であることを確認した場合、当該確認申請者に対して、様式第2号の確認通知書を交付するものとする。なお、確認通知書の有効期間は、確認通知書に記載する確認年月日から起算して5年とし、確認通知書に記載する有効期間満了日までとする。

第5 確認通知書に記載する事項に係る変更申請等

第4に規定する確認通知書を交付された造船・船用工業事業者は、確認通知書に記載する事項に変更が生じた場合、遅滞なく、様式第3号の確認（変更）申請書を船舶産業課長

に提出するものとする。なお、確認申請書に記載する連絡先に変更が生じた場合は、速やかに船舶産業課長に届け出ることとする。

- 2 前項の申請書には、変更した内容を証明する書類を添付するものとする。
- 3 第4の規定は第1項の変更申請について準用する。
- 4 船舶産業課長は、第1項の変更申請をした造船・船用工業事業者が第7に規定する加入通知書の交付を受けている場合は、当該変更申請に係る内容について、加入通知書を交付するものとする。

<協議会の構成員になるための手続き>

第6 造船・船用工業事業者が協議会の構成員となるための申請手続き

第4の規定に基づく確認通知書を交付された者であって、協議会の構成員となろうとする者（以下「協議会加入申請事業者」という。）は、様式第4号の加入申請書に必要事項を記載の上、船舶産業課長に提出するものとする。なお、当該加入申請書は、第3の規定に基づく確認申請書と同時に提出することができる。

第7 造船・船用工業事業者に係る加入通知書の交付

船舶産業課長は、第6の規定に基づく加入申請書の提出があり、協議会加入申請事業者が造船・船用工業事業者であることを確認した場合は、当該協議会加入申請事業者を協議会の構成員とし、当該協議会加入申請事業者に対して、様式第5号の加入通知書を交付するものとする。

第8 登録支援機関が協議会の構成員となるための申請手続き

登録支援機関であって、協議会の構成員となろうとする者（以下「協議会加入申請登録支援機関」という。）は、様式第6号の加入申請書に必要事項を記載し、登録支援機関であることを証明する書類を添付の上、船舶産業課長に提出するものとする。

- 2 前項の加入申請書には、登記事項証明書及び登録支援機関であることを証する書類を添付することとする。

第9 登録支援機関に係る加入通知書の交付

船舶産業課長は、第8の規定に基づく加入申請書の提出があり、協議会加入申請登録支援機関が第7の規定に基づく加入通知書を交付された造船・船用工業事業者と委託契約を締結している（又は締結する予定である）ことを確認した場合は、当該協議会加入申請登録支援機関を協議会の構成員とし、当該協議会加入申請登録支援機関に対して、様式第7号の加入通知書を交付するものとする。

第10 加入通知書に記載する事項に係る変更申請等

第9の規定に基づく加入通知書を交付された登録支援機関は、加入通知書に記載する事項に変更が生じた場合、遅滞なく、第8号様式の加入（変更）申請書を船舶産業課長に提

出するものとする。なお、様式第7号の加入通知書に記載する連絡先に変更が生じた場合は、速やかに船舶産業課長に届け出ることとする。

2 第9の規定は、前項の変更申請について準用する

第11 協議会を退会するための申請手続き

協議会の構成員であって、協議会を退会しようとする者（以下「退会申請者」という。）は、様式第9号の退会申請書に必要事項を記載の上、船舶産業課長に提出するものとする。

第12 協議会を退会したことの通知書の交付

船舶産業課長は、第11の規定に基づく退会申請書の提出があったときは、退会申請者を協議会から退会させ、当該退会申請者に対して、様式第10号の通知書を交付するものとする。

なお、船舶産業課長は、前段の規定にかかわらず、交付された確認通知書の有効期間満了日が経過した造船・船用工業事業者に対して、様式第10号の通知書を交付することができるものとする。

様式第1号

年 月 日

造船・船用工業事業者の確認申請書

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名

住所

代表者の氏名 印

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領（以下「要領」という。）第3の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 造船・船用工業事業者の分類（要領第2から選択。複数該当する場合は、主な分類とそれ以外の分類に分けて記載。）
分類：
- 2 1に記載した事業の具体的な内容
- 3 添付書類（要領第2（1）③又は（2）⑧若しくは⑩のいずれかに該当する者のみ。）
- 4 連絡先
TEL：
FAX：
メールアドレス：

様式第2号

年 月 日

申請者 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・船用工業事業者の確認通知書

○年○月○日付けで申請があった造船・船用工業事業者の確認申請書について、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第4の規定に基づき確認したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 造船・船用工業事業者番号
- 2 造船・船用工業事業者の名称
- 3 住所
- 4 代表者
- 5 造船・船用工業事業者の分類
- 6 確認年月日
- 7 有効期間満了日

様式第3号

年 月 日

造船・船用工業事業者の確認（変更）申請書

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名

住所

代表者の氏名 印

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第5の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

(変更内容)

変更後	変更前	変更が生じた日

様式第4号

年 月 日

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書
(造船・舶用工業事業者用)

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名

住所

代表者の氏名 印

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第6の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の構成員となることについて、下記のとおり申請します。

記

- 1 造船・舶用工業事業者番号（既に通知されている場合のみ）
- 2 造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人の受入れ見込み数
 - 1号特定技能外国人（申請時点から1年後）：
 - 2号特定技能外国人（申請時点から1年後）：
 - 1号特定技能外国人（2024年3月31日時点）：
 - 2号特定技能外国人（2024年3月31日時点）：
- 3 登録支援機関の活用の有無（有の場合は活用予定の登録支援機関名）
- 4 連絡先
 - TEL：
 - FAX：
 - メールアドレス：

様式第5号

年 月 日

申請者 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入通知書

○年○月○日付けで申請があった造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書について、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第7の規定に基づき、申請者を造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

様式第6号

年 月 日

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書
(登録支援機関用)

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名

住所

代表者の氏名 印

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第8の規定に基づき、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の構成員となることについて、下記のとおり申請します。

記

- 1 特定技能外国人に対する支援の委託契約を締結している又は締結予定である造船・船用工業事業者の名称
- 2 特定技能外国人に対する支援の委託契約を締結している又は締結予定である造船・船用工業事業者番号
- 3 連絡先
TEL :
FAX :
メールアドレス :

様式第7号

年 月 日

申請者 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入通知書

○年○月○日付けで申請があった造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入申請書について、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第9の規定に基づき、申請者を造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の構成員としましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

様式第8号

年 月 日

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の加入（変更）申請書
（登録支援機関用）

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名

住所

代表者の氏名 印

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

(変更内容)

変更後	変更前	変更が生じた日

様式第9号

年 月 日

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の退会申請書
(造船・舶用工業事業者・登録支援機関用)

国土交通省海事局船舶産業課長 殿

法人名

住所

代表者の氏名 印

造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第11の規定に基づき、造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会を退会することについて、下記のとおり申請します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 退会理由
- 3 連絡先
TEL :
FAX :
メールアドレス :

様式第10号

年 月 日

申請者 殿

国土交通省海事局船舶産業課長

造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の退会通知書

○年○月○日付けで申請があった造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会の退会申請書について、造船・船用工業分野に係る特定技能外国人受入れに係る事務取扱要領第12の規定に基づき、申請者の造船・船用工業分野に係る特定技能外国人に関する協議会からの退会を認めますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 退会申請者の協議会構成員番号
- 2 退会申請者の名称
- 3 住所
- 4 代表者